

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部広報相談課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。	
(6) 記録項目	1 受理番号、2 受理年月日時、3 受理者の氏名、職員番号、所属、所属する本部係名又は署課名、4 受理窓口区分、5 受理態様、6 申出者の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先等、7 申出件名、種別、申出要旨等、8 関係者の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先等、9 関係者に関する備考、10 措置一連番号、11 措置年月日時、12 措置者の職員番号、氏名、所属、所属する本部係名又は署課名、13 措置結果、措置詳細等、14 引継、参考通報先等所属、本部係名又は署課名、受理者氏名、職員番号等	
(7) 記録範囲	相談事案に係る受理者、申出者、関係者及び措置者	
(8) 記録情報の収集方法	相談受理・対応	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	警察庁	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする	募集をしない
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	

(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和6年11月21日	
(2) 個人情報ファイルの名称	事業者版やまがた110ネットワーク情報ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部広報相談課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	やまがた110ネットワーク配信等に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
(6) 記録項目	1 メールアドレス、2 事業者名、3 所在地、4 電話番号、5 管理者氏名、6 事業種別、7 地域種別、8 管轄警察署、9 パスワード	
(7) 記録範囲	事業者版やまがた110ネットワークに登録した者	
(8) 記録情報の収集方法	登録者からの登録に基づき収集する。	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	-	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする	募集をしない
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和6年12月16日
(2) 個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署、村山警察署、尾花沢警察署、新庄警察署、庄内警察署、酒田警察署、鶴岡警察署、長井警察署、小国警察署、南陽警察署、米沢警察署
(5) 個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
(6) 記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 拾得者権利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有者整理番号、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 施設占有者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有者氏名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件(現金・物品)、24 保管場所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警察署、27 移送年月日、28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意提出年月日、33 還付年月日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方法、38 遺失届受理番号、39 遺失者住所・氏名・連絡先、40 払出区分、41 払出年月日、42 払出先氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先
(7) 記録範囲	拾得物件の拾得者(届出者・施設占有者を含む) 払出先となる者(遺失者を含む)
(8) 記録情報の収集方法	拾得者(届出者・施設占有者を含む)からの提出 遺失者への返還、払出手続き
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称 山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地 山形県山形市松波二丁目8番1号

(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律 又はこれに基づく命令の規定による特 別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当す るファイル ■有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	山形県警察本部警務部広報相談課 山形県山形市松波二丁目8番1号	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

在地	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 防犯登録番号、2 車体番号、3 メーカー、4 車種、5 塗色、6 氏名、7 住所、8 電話番号、9 販売店名、10 販売店電話番号	
(7) 記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
(8) 記録情報の収集方法	山形県自転車防犯登録協会からの提供	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
(6) 記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10 本(国)籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日、14 行政処分の登録警察本部、15 処分番号、16 住所、17 処分年月日、18 処分事由、19 送致年月日、20 処分結果	
(7) 記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
(8) 記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警察庁	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第15条第1項による。	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	

(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	山形県警察本部警務部広報相談課 山形県山形市松波二丁目8番1号
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日
(2) 個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
(5) 個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法(昭和24年法律第108号)及び質屋営業法(昭和25年法律第158号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
(6) 記録項目	<p>第1 古物商及び古物市場主 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本(国)籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事(別項目の入力内容の補足説明)、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、13 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事(別項目の入力内容の補足説明)、28 仮設店舗日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事(別項目の入力内容の補足説明)</p> <p>第2 質屋 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本(国)籍、6 営業所の名称及び所在地、7 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本(国)籍、8 変更年月日、9 変更区分、10 廃業等届出種別、11 廃業(解散・消滅・死亡・取消)日、12 休業期間、13 再交付日</p> <p>第3 盗品取扱状況登録 1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 営業所等所在都道府県、6 営業所等整理番号、7 盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分</p>

	別、品名、合計数量、買取額又は貸付額 第4行政処分者 1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、 5 処分の種類、6 聴聞公示日、7 処分年月日、8 公告年月日、 9 許可取消日、10 処分コード、11 処分理由、12 記事 (別項目の入力内容の補足説明)、13 被処分者(被許可者) の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所 及び本(国)籍、14 法人代表者の氏名又は名称、生年月日、 住所又は居所及び本(国)籍、15 欠格事由該当者となる役員 等の氏名、生年月日、住所、本(国)籍及び記事(別項目の 入力内容の補足説明)、16 行政処分の対象となる営業所・ 古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、 名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業 停止期間、17 解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、 住所及び本(国)籍、記事(別項目の入力内容の補足説明)	
(7) 記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋	
(8) 記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警察庁	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	第1の6から10及び12から14の記録項目の内容に変更があった 場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並 びに古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10 号)第5条第3項及び第6項による。 第2の5から7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正に ついては、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則 (昭和25年総理府令第25号)第8条第1項による。	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	山形県警察本部警務部広報相談課 山形県山形市松波二丁目8番1号	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	-	

(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
(6) 記録項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本(国)籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生年月日、9 許可番号、10 有効期間、11 商品名等、12 銃口径、13 銃特徴、14 銃番号、15 銃全長、16 銃身長、17 適合実(空)包、18 替え銃身本数、19 替え銃身、20 用途別、21 管轄警察署、22 追加打刻番号、23 記事、24 取消事由又は失効事由、25 問題銃状態	
(7) 記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6第2項の規定により届出があった場合)、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の11第2項の規定により届出があった場合)、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)	
(8) 記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	警察庁	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募	募集をする	募集をしない

集をする個人情報ファイルである旨	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受け ける組織の名称及び所在地	山形県警察本部警務部広報相談課 山形県山形市松波二丁目8番1号
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に 関する提案を受けける組織の名称及び所 在地	-
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日
(2) 個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
(5) 個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
(6) 記録項目	1 許可上中等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止処分の有無、8 送致の有無、9 法人・個人の別、10 違反態様等、11 許可番号、12 営業所の名称、13 営業所等の所在地、14 法人名、15 法人の所在地、16 代表者又は経営者の氏名、17 代表者又は経営者の性別、18 代表者又は経営者の生年月日、19 代表者又は経営者の本(国)籍、20 代表者又は経営者の住所、21 管理者等の氏名、22 管理者等の性別、23 管理者等の生年月日、24 管理者等の本(国)籍、25 管理者等の住所、26 役員の氏名、27 役員の性別、28 役員の生年月日、29 役員の本(国)籍、30 役員の住所、31 広告宣伝で使用する呼称、32 客の依頼を受ける方法、33 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35 自動公衆送信装置設置者の住所、36 電気通信設備の設置場所、37 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40 許可管理番号、41 認定番号、42 開始届出番号、43 届出確認書等の書面の種別、44 届出確認書等の交付年月日、45 届出確認書等の交付番号、46 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47 受付所・待機所の別、48 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49 行政処分番号
(7) 記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者並びに行政処分を受けた者

(8) 記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警察庁	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	<p>風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る 12、14 から 16 まで、20、21、25、26 及び 30 の訂正は、風営法第 9 条第 3 項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号、以下「規則」という。）第 20 条第 2 項及び第 3 項並びに第 88 条第 2 項及び第 3 項による。風営法第 27 条第 1 項の届出書を提出した者に係る 12、14 から 16 まで、20、21 及び 25 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 42 条第 2 項による。風営法第 31 条の 2 第 1 項の届出書を提出した者に係る 13 から 16 まで、20、31、32、46 及び 47 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 53 条による。風営法第 31 条の 7 第 1 項の届出書を提出した者に係る 13 から 16 まで、20、31、33 から 35 まで及び 48 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 59 条による。風営法第 31 条の 12 第 1 項の届出書を提出した者に係る 12、14 から 16 まで、20、21、25 及び 33 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 64 条による。風営法第 31 条の 17 第 1 項の届出書を提出した者に係る 13 から 16 まで、20、31 及び 33 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 70 条による。風営法第 33 条第 1 項の届出書を提出した者に係る 12、14 から 16 まで及び 20 の訂正は、同条第 2 項及び規則第 104 条による。</p>	
(13) 個人情報ファイルの種類	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	山形県警察本部警務部広報相談課 山形県山形市松波二丁目8番1号	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。	
(6) 記録項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号	
(7) 記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
(8) 記録情報の収集方法	警察庁からの提供	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	-	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所	-	

在地	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日
(2) 個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル 索引目次や索引簿冊を作成しているファイルに限る
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	山形警察署(成沢交番、南二番町交番、南沼原交番、駅前交番、西部交番、中央交番、あこや町交番、緑町交番、東部交番、北部交番、嶋交番、蔵王温泉駐在所、山辺駐在所、中山駐在所、蔵王駅西駐在所、柏倉駐在所、古館駐在所、漆山駐在所、大郷駐在所、楯山駐在所、高瀬駐在所、山寺駐在所、豊田駐在所)、上山警察署(駅前交番)、天童警察署(天童西部交番、天童南駅前交番、山口駐在所、天童東駐在所)、寒河江警察署(駅前交番、大江交番、河北交番、西川駐在所、朝日町駐在所、柴橋駐在所、慈恩寺駐在所、水沢駐在所、貫見駐在所、常盤駐在所)、村山警察署(駅前交番、東根交番、神町交番、大高根駐在所、葉山駐在所、高崎駐在所)、尾花沢警察署(大石田駐在所、玉野駐在所、宮沢駐在所、芦沢駐在所)、新庄警察署(駅前交番、最上町駐在所、真室川駐在所、金山駐在所、鮭川駐在所、舟形町駐在所、長沢駐在所、清水駐在所、肘折駐在所、及位駐在所、瀬見駐在所、赤倉駐在所、戸沢駐在所)、庄内警察署(立川駐在所)、酒田警察署(本町交番、駅前交番、北部交番、両羽交番、東部交番、南部交番、遊佐交番、八幡駐在所、飛鳥駐在所、北酒田駐在所、東酒田駐在所、北上駐在所、松山駐在所、平田駐在所、吹浦駐在所)、鶴岡警察署(中央交番、駅前交番、南部交番、公園交番、温海交番、湯野浜駐在所、大山駐在所、藤島駐在所、羽黒駐在所、豊浦駐在所、湯田川駐在所、長沼駐在所、三川駐在所、手向駐在所、あさひ駐在所、山添駐在所、黒川駐在所、山戸駐在所、鼠ヶ関駐在所)、長井警察署(あやめ交番、飯豊駐在所、西根駐在所、白鷹東駐在所、白鷹西駐在所)、小国警察署(南部駐在所、北部駐在所、沼沢駐在所)、南陽警察署(宮内交番、高畠交番、高畠南駐在所、二井宿駐在所、糠野目駐在所)、米沢警察署(駅前交番、大門交番、西部交番、北部交番、川西駐在所、万世駐在所、関根駐在所、南原駐在所、広幡駐在所、上郷駐在所、田沢駐在所、吉島駐在所、大塚駐在所、玉庭駐在所、犬川駐在所) 各簿冊は分冊として整理

5) 個人情報ファイルの利用目的	公共の安全と秩序の維持に資するため、災害、事件及び交通事故等の非常時の連絡方法と、その他警察に対する意見要望を把握するため	
(6) 記録項目	1 非常の場合の連絡先(本籍)、2 住所、3 電話番号、4 世帯主との間柄、5 氏名、6 生年月日、7 性別、8 職業・勤務先・学校名等、9 所在地、10 名称、11 代表者氏名、12 業種、13 非常時の連絡先、14 警察に対する要望連絡事項、15 作成年月日、16 巡回連絡年月日	
(7) 記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
(8) 記録情報の収集方法	巡回連絡	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	-	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする	募集をしない
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	110番アプリシステムによる通報の受理に関するファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため	
(6) 記録項目	1 受理者、2 管轄、3 件名、4 受付番号、5 受付日時、6 発生時刻、7 都道府県、8 住所、9 目標物、10 言語、11 関係、12 けが人(有無)、13 救急車(要不要)、14 救急車が必要な人数、15 携帯情報(機種、OS)、16 位置情報(緯度、経度、誤差)、17 事前登録内容(1)名前(2)性別(3)年齢(4)電話番号(5)メール(アドレス)(6)自宅住所(7)言語(8)その他(障害の状況等)、18 経過、19 受信画像	
(7) 記録範囲	110番アプリシステムによる通報をした者及びその受理者	
(8) 記録情報の収集方法	通報者及び受理者による入力又は自動取得	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	-	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	

(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	110番通報の受理に関するファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため	
(6) 記録項目	1 事案番号、2 事案名、3 事案内容、4 受理日時、5 受理者、6 発生日時、7 発生場所、8 管轄署、9 通報場所、10 通報者(1)氏名(2)電話番号、11 指令時刻、12 指令者、13 現場到着時刻、14 処理結果	
(7) 記録範囲	110番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者	
(8) 記録情報の収集方法	110番通報の受理者又は対応者による聴取	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	-	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	令第20条第7項に該当するファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする	募集をしない
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	責任者講習ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成30年法律第77号)及び同施行規則に基づく事業者に対する援助(責任者講習)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
(6) 記録項目	1 選任届出書受理番号通知番号、2 責任者氏名・生年月日・連絡先、3 事業所名称・所在地、4 業種名修了書番号	
(7) 記録範囲	責任者選任届出者	
(8) 記録情報の収集方法	責任者からの提出	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8-1
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

(19) 備考	
---------	--

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等選任届出等受理ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第5項に基づく安全運転管理者等届出に係る情報を管理するために利用する。	
(6) 記録項目	1 安管番号、2 事業所番号、3 事業所名、4 代表者名、5 所在地、6 管理者名、7 本籍、8 住所、9 選任年月日、10 入会年月日、11 変更月日、12 前管理者、13 解任年月、14 解任事由、15 車両、16 運転者、17 講習関係、18 受講月日	
(7) 記録範囲	代表者名、管理者名及び前管理者名	
(8) 記録情報の収集方法	安全運転管理者及び副安全運転管理者からの選任届出、届出事項の変更届出及び解任届出	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	安全運転管理者等講習業務委託事業者	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8-1
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受け取る組織の名称及び所在地	山形県警察本部警務部広報相談課 山形県山形市松波二丁目8-1	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	-	

(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	道路使用許可申請者ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署、村山警察署、尾花沢警察署、新庄警察署、庄内警察署、酒田警察署、鶴岡警察署、長井警察署、小国警察署、南陽警察署、米沢警察署	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 受理月日、2 許可月日、3 許可番号、4 申請者、5 目的、6 区分、7 場所、8 期間、9 手数料の有無、10 交付月日	
(7) 記録範囲	道路使用許可の申請者及び現場責任者	
(8) 記録情報の収集方法	道路使用許可の申請者からの提出	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受け取る組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

(19) 備考	
---------	--

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年9月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	緊急通行車両等管理ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法等に定める緊急通行車両等の申請手続等の適正な運用に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 申出(届出)年月日、2 申出(届出)者氏名、3 番号標に表示されている番号、4 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)、5 車両の使用者の氏名又は名称、6 標章・証明書番号、7 交付年月日、8 出発地	
(7) 記録範囲	緊急通行車両等事前届出書、緊急通行車両等確認申出書を提出した者	
(8) 記録情報の収集方法	申出(届出)者からの申出(届出)	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に	-	

関する提案をすることができる期間	
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可申請者ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	山形警察署	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可申請事務の適正な遂行に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 受理月日、2 許可月日、3 番号、4 申請者、5 車両ナンバー、6 許可期間	
(7) 記録範囲	通行禁止道路通行許可の申請者	
(8) 記録情報の収集方法	通行禁止道路通行許可申請者からの申請	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない (但し、マニュアル処理ファイルの場合)	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

(19) 備考	
---------	--

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署、村山警察署、尾花沢警察署、新庄警察署、庄内警察署、酒田警察署、鶴岡警察署、長井警察署、小国警察署、南陽警察署、米沢警察署	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積	
(7) 記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を収容可能な駐車場所有者	
(8) 記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	-	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	

(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする	募集をしない
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 交付番号、2 交付月日、3 有効期限、4 申請者氏名、5 申請者住所、6 運転者氏名、7 登録(車両)番号、8 障がい者区分、9 施設名、10機関名、11病院名	
(7) 記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者	
(8) 記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない (但し、マニュアル処理ファイルの場合)	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

(19) 備考	
---------	--

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 受理警察署、2 一連番号、3 申請年月日、4 交付日、5 申請理由、6 住所、7 氏名、8 生年月日、9 年齢、10 性別、11 連絡先、12 免許番号、13 所持免種、14 台数、15 登録(車両)番号、16 削除年月日、17 削除理由	
(7) 記録範囲	現に高齢運転者等標章を受けている者、高齢運転者等標章を返納した者	
(8) 記録情報の収集方法	高齢運転者等標章の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、高齢運転者等標章の返納	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする	募集をしない
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日
(2) 個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課
(5) 個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
(6) 記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免許証番号、7有効期間の末日、8交付年月日、9照会番号、10免許年月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日(5t限定)、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分公安委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録年月日、39取消等該当関連情報登録番号、40取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57取消処分者等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年月日、62初心取消理由、63再試験番号、64初回更新者区分、65特定失効等区分、66更新申請県、67命令種別、68指定場所、69指定等年月日、70受検等年月日、71認知機能検査年月日、72検査場所、73検査番号、74検査得点、75検査結果、76検査種別、77検査種類、78高齢者講習済年月日、79実車指導結果、80講習分類、81講習種別、82講習種類、83運転技能検査年月日、84運転技能検査得点、85免許の申請年月日、86免許の申請区分、87質問票等回答年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の

	有無、91運転経歴証明書番号、92運転経歴証明書交付年月日、93運転経歴証明書運転者区分、94顔写真	
(7) 記録範囲	<p>1 現に運転免許を受けている者</p> <p>2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間(ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。</p> <p>5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。</p> <p>6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間(ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。</p>	
(8) 記録情報の収集方法	<p>運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検</p>	
(9) 要配慮個人情報	含まれる	含まれない
(10) 記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター山形県事務所	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8番1号
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	<p>1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規則第30条の12第1項による。</p>	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	令第 20 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする	募集をしない
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	山形県警察本部警務部広報相談課 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
(19) 備考		

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	安全運転相談ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課、山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署、村山警察署、尾花沢警察署、新庄警察署、庄内警察署、酒田警察署、鶴岡警察署、長井警察署、小国警察署、南陽警察署、米沢警察署	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	道路交通法(昭和35年法律第105号)に係る一定の病気等に係る安全運転相談について、適正な運用に資するために利用する。	
(6) 記録項目	1 番号、2 受理月日、3 取扱部署、4 各署受理番号、5 各署受理番号、6 診断書提出の有無、7 郵便番号、8 住所、9 氏名、10 生年月日、11 性別、12 免許証番号、13 主たる相談の病気等、14 診断書番号、15 その他(申請取消)、16 電話番号、17 診断書提出日	
(7) 記録範囲	一定の病気等に係る安全運転相談の対象者	
(8) 記録情報の収集方法	安全運転相談者本人又は家族等からの相談	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	-	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8-1
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	

(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-
(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	

(様式第1号)

個人情報ファイル簿(単票)

(1) 作成年月日	令和5年4月1日	
(2) 個人情報ファイルの名称	診断書提出該当者ファイル	
(3) 実施機関の名称	山形県警察本部長	
(4) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課	
(5) 個人情報ファイルの利用目的	道路交通法(昭和35年法律第105号)に係る一定の病気等該当者に対する運転免許継続保持審査のために利用する。	
(6) 記録項目	1 番号、2 氏名、3 生年月日、4 疾病名、5 郵便番号、6 住所、7 次回提出年月日、8 診断書、9 電話、10 免番、11 登録年月日、12 診断書受理、13 その他、14 受付	
(7) 記録範囲	道路交通法に係る一定の病気等該当者	
(8) 記録情報の収集方法	本人及び家族等からの申告、警察署等からの上申、医師の届出、運転免許更新時の質問票を端緒とする個別聴取、認知機能検査結果	
(9) 要配慮個人情報	含まれる 含まれない	
(10) 記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
(11) 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	山形県警察本部警務部広報相談課
	所在地	山形県山形市松波二丁目8-1
(12) 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
(13) 個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
(14) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集をする 募集をしない	
(15) 行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	-	
(16) 行政機関等匿名加工情報の概要	-	

(17) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
(18) 作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
(19) 備考	